

中央環境審議会水環境部会の専門委員会の設置について

平成13年 9 月27日

水 環 境 部 会 決 定

平成13年12月25日改正

平成14年 8 月29日改正

平成14年11月29日改正

平成15年 2 月28日改正

平成16年 2 月26日改正

1. 中央環境審議会水環境部会に次の専門委員会を置く。
  - (1) 環境基準健康項目専門委員会
  - (2) 水生生物保全環境基準専門委員会
  - (3) 総量規制専門委員会
2. 環境基準健康項目専門委員会においては、水質の汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定及び改定に関する専門的事項を調査する。
3. 水生生物保全環境基準専門委員会においては、水質の汚濁に係る水生生物の保全に関する環境基準の設定及び改定に関する専門的事項を調査する。
4. 総量規制専門委員会においては、水質総量規制に関する専門的事項を調査する。
5. 専門委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。